

改正

平成19年10月1日要綱

令和2年4月1日要綱第11号

坂出市建設工事に係る共同企業体事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、大規模であって技術的難度の高い工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する必要がある場合の取扱いその他契約に必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）（坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。）および坂出市制限付き一般競争入札に関する規則（平成19年坂出市規則第24号。以下「一般競争入札規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(対象工事等)

第3条 共同企業体により入札を行うことができる工事は、設計金額が5億円以上の工事であって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体により入札を行うことが必要と認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の規模および性格等から市長が特に必要と認める場合は、共同企業体による入札ができるものとする。

3 前2項の規定により、共同企業体により入札を行うことができる工事について、共同企業体以外の有資格業者（一般競争入札規則第4条第1号ウの規定により入札に参加する資格を有する者をいう。以下同じ。）であって、当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるものがあるときは、当該入札に当該有資格業者を単独で参加させることができるものとする。

(基本的要件)

第4条 共同企業体は、有資格業者のうち、あらかじめ市長が示した要件を満たしている2または3有資格業者で任意に結成されたものとする。

2 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 構成員は、発注工事に対応する工事の種類において、原則として一般競争入札規則第3条に規定するところの最上位の等級に格付されている有資格業者間、または最上位の等級に格付されている有資格業者と次順位の等級に格付されている有資格業者間のものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 構成員は、発注工事（当該工事を構成する工種を含む。）と同種類の工事において、元請としての施工実績があり、かつ、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りでない。

(3) 構成員は、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上の者とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、5年未満の者であってもこれを同等の者として取り扱うことができる。

(4) 構成員は、発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者または主任技術者を当該工事現場に専任で配置できる者とする。

(5) 構成員は、当該共同企業体の出資割合が、2有資格業者で結成したものについては30%以上、3有資格業者で結成したものについては20%以上の者であるものとする。

3 構成員は、発注工事について、併せて他の共同企業体の構成員となること、または単独で入札に参加することはできないものとする。

4 共同企業体の代表者は、当該共同企業体での出資割合が大きい構成員とする。ただし、出資割合が同じである場合は、法第27条の23第2項に定める経営事項審査の総合数値（総合評定値（P点））の高い構成員とする。

（工事の公告）

第5条 市長は、発注工事について、共同企業体により入札を行うときは、一般競争入札規則に基づく公告をし、これにより入札に参加する資格の確認の申請を行わせるものとする。

（申請書の提出）

第6条 共同企業体は、入札に参加しようとするときは、一般競争入札規則第4条第2号の規定にかかわらず、入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を構成員の連名で市長に提出しなければならない。

2 申請書には、共同企業体協定書（様式第2号。以下「協定書」という。）および市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（資格の認定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、一般競争入札規則第4条第4号により入札後に審査し、資格の認定をするものとする。

2 前項の認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効なものとする。

（組織変更等の制限）

第8条 共同企業体は、構成員の破産または解散による場合を除くほか、契約を締結した工事の施工中において、出資の割合および代表者を変更することはできないものとする。

2 共同企業体が第4条に規定する資格等の要件を欠くに至ったとき、または前項の規定に違反した場合においても、施工中の工事については、当該共同企業体を引き続き契約の相手方とするものとする。

（入札）

第9条 共同企業体が入札書を提出するときは、当該共同企業体の名称を明記し、代表者である構成員および他の構成員の連名で記名押印しなければならない。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の名称および受任構成員であることを明記のうえ、受任構成員のみで記名押印させることができる。

（契約の締結）

第10条 市長は、共同企業体との契約に当たって、仮契約を締結するものとする。

2 共同企業体は、前項に規定する仮契約書に協定書を添付しなければならない。

（共同企業体編成表の提出）

第11条 共同企業体は、共同企業体編成表（様式第3号）を契約締結後、速やかに市長に提出するものとする。

（通知等）

第12条 市長は、工事の監督および請負代金の支払等の契約に基づく行為について、すべて共同企業体の代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

付 則（平成19年10月1日要綱）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第11条関係）